$\overline{}$
傍線
の
部
分
ĺť
改
正
部
分

あっては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究4 第一項の許可を申請する者は、実費(許可試験に係る実費を除く。)験(以下「許可試験」という。)を行わせるものとする。	「登録試験機関」という。)に、第一項の許可を行うについて必要な試3 厚生労働大臣は、研究所又は厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下2 (略)    (特別月後表示の評市)	1 日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日	改正後
を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に納めなければならない。) を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に、前項の試験に係る実費4 第一項の許可を申請する者は、実費(前項の試験に係る実費を除く。	を行わせるものとする。	国次 第一章 第五章 (略) 第一章 第五章 (略) 第一章 10 (第三十六条 第三十三条) 第一章 10 (第三十六条 第三十三条) 第一章 10 (第三十六条 第三十二条) 第一章 11 (第三十六条 第三十三条)	改正前

5 第二十六条の二 登録試験機関の登録を受けようとする者は、厚生労働省 第二十六条の三 次の各号のいずれかに該当する法人は、第二十六条第三 項の登録を受けることができない。 令で定める手続に従い、 ければならない。 労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めな 所に、登録試験機関の行う許可試験にあっては当該登録試験機関が厚生 (欠格条項) (登録試験機関の登録) (略) のなくなった日から二年を経過しないもの 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けること その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定に違反し、 厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納め 罰金

5

(略)

囯

から二年を経過しない法人

の取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日か

第二十六条の十三の規定による登録の取消しの日前三十日以内にそ

ら二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

(登録の基準)

| | 第二十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日

『この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。 要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。 請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる第二十六条の四 厚生労働大臣は、第二十六条の二の規定により登録を申

- その人数が同表の下欄に掲げる数以上であること。は同表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、一別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、許可試験
- 置くこと。
  イ 試験を行う部門に許可試験の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を
- いること。「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。」「いること。
- 及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。八(口に掲げる文書に記載されたところに従い許可試験の業務の管理
- 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特別

- 去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含権を有する社員)に占める特別用途食品営業者の役員又は職員(過口 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあっては、業務執行
- あった者を含む。)であること。又は職員(過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員で八 登録申請者の代表権を有する役員が、特別用途食品営業者の役員

)の割合が二分の一を超えていること。

- 2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。
- 一登録年月日及び登録番号
- │ 登録試験機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三登録試験機関が許可試験を行う事業所の名称及び所在地

### (登録の更新)

、その効力を失う。で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって第二十六条の五(登録試験機関の登録は、五年以上十年以内において政令

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

#### (試験の義務)

は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、許可試験を行わなければ第二十六条の六(登録試験機関は、許可試験を行うことを求められたとき

ならない。

# (事業所の変更の届出)

大臣に届け出なければならない。しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働第二十六条の七(登録試験機関は、許可試験を行う事業所の所在地を変更

## (試験業務規程)

、同様とする。 働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも試験業務規程」という。)を定め、許可試験の業務の開始前に、厚生労第二十六条の八 登録試験機関は、許可試験の業務に関する規程(以下「

- 厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。2 試験業務規程には、許可試験の実施方法、許可試験の手数料その他の
- 、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。がつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、登録試験機関に対し3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が許可試験の適正

### (業務の休廃止)

許可試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。第二十六条の九 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、

# (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

- ればならない。 又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなけ内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号2 特別用途食品営業者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間2
- | 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧
- | 前号の書面の謄本又は抄本の請求

又は謄写の請求

- ものの閲覧又は謄写の請求的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示した三、財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁
- 書面の交付の請求省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した四、前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって厚生労働

## (秘密保持義務等)

った者は、許可試験の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない第二十六条の十一(登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあり

公務に従事する職員とみなす。| 治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により| 治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により| 2 許可試験の業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法(明

#### (適合命令)

ずることができる。関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録試験機第二十六条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関が第二十六条の四第一

## (登録の取消し等)

業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の第二十六条の十三 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれか

- 第二十六条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の九、第二十六条の

十第一項又は次条の規定に違反したとき。

- を拒んだとき。 三 正当な理由がないのに第二十六条の十第二項各号の規定による請求
- 四 第二十六条の八第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許

## 可試験を行ったとき。

の登録の更新を含む。)を受けたとき。

六 不正の手段により第二十六条第三項の登録(第二十六条の五第一項五 第二十六条の八第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

### (帳簿の記載)

を記載し、これを保存しなければならない。、帳簿を備え、許可試験に関する業務に関し厚生労働省令で定める事項第二十六条の十四(登録試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより

(登録試験機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

あると人を誤認させるような表示その他の行為をしてはならない。第二十六条の十五 登録試験機関以外の者は、その行う業務が許可試験で

#### (報告の徴収)

ことができる。 て、登録試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせる第二十六条の十六 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度におい

#### (立入検査)

状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。て、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の第二十六条の十七(厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度におい

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携

帯し、関係者に提示しなければならない。

してはならない。第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈

(公示)

第二十六条の十八 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示

しなければならない。

第二十六条第三項の登録をしたとき。

第二十六条の五第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力

を失ったとき。

三 第二十六条の七の規定による届出があったとき。

四第二十六条の九の規定による許可をしたとき。

五 第二十六条の十三の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又

は許可試験の業務の停止を命じたとき。

(特別用途食品の検査及び収去)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第十九条第一項に規

(特別用途食品の検査及び収去)

2

第二十七条

(略

2 (略)

3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法 (昭和二十二年法律

定する食品衛生監視員が行うものとする。

4・5 (略)

(誇大表示の禁止)

らない。

「は増する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはなる事項(以下「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定め第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他

(勧告等)

るべき旨の勧告をすることができる。があると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとある場合において、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれ第三十二条の三(厚生労働大臣は、前条の規定に違反して表示をした者が

- 告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。くてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧2.厚生労働大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がな2.
- ものを除く。)について準用する。 項の承認を受けた食品及び販売に供する食品であって栄養表示がされた進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品、第二十九条第一3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であって健康保持増

第二百三十三号)第十九条第一項に規定する食品衛生監視員が行うもの

とする。

4・5 (略)

#### (再審査請求)

第三十三条 ある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。 置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の採決に不服が び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設 第二十七条第一項(第二十九条第二項、第三十二条第三項及

#### 第八章 罰則

第三十六条 Ιţ の職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らしたとき の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあった者が、そ 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所

#### 2 (略)

2

4 3 ば百万円以下の罰金に処する。 その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又 秘密を漏らした者は、 第二十六条の十三の規定による業務の停止の命令に違反したときは、 第二十六条の十一第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

# 第三十六条の二 第三十二条の三第二項の規定に基づく命令に違反した者

六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

Ιţ

#### (再審査請求)

第三十三条 大臣に対して再審査請求をすることができる。 の長が行う処分についての審査請求の採決に不服がある者は、 て準用する場合を含む。) の規定により保健所を設置する市又は特別区 第二十七条第一項 (第二十九条第二項及び前条第三項におい 厚生労働

#### 第八章 罰則

第三十六条 Ιţ の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあった者が、そ の職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らしたとき (略) 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所

#### 11 -

- 第三トニ系(欠り引导の)げてかこ亥省する者は、「ユトラ男人トの司をこっ	第三十二条(欠り各骨の1げんかこ亥当かる者は、「ユーブり人にの前をニー)
ンの行名のしてオフー書音では有し	ンできてしてオフー電音では手し
一・  (略)	一•二 (略)
三 第二十六条の十五第二項の規定による命令に違反した者	
第三十七条の二 次に掲げる違反があった場合においては、その行為をし	
た登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円	
以下の罰金に処する。	
第二十六条の九の規定による許可を受けないで、許可試験の業務を	
廃止したとき。	
、又は帳簿を保存しなかったとき。	
三 第二十六条の十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした	
とき。	
四の第二十六条の十七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避	
したとき。	
第三十九条  法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の	第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の
従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条又は前条の違反行	従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたとき
為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条	は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する
の刑を科する。	•
第四十条 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置	

だ者は、二十万円以下の過料に処する。し、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んかず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を

# 別表 (第二十六条の四関係)

	十一。同日滅菌器	九 光学顕微鏡	トグラフ	七 高速液体クロマ	度計	六 原子吸光分光光	키기	五ガスクロマトグ	四 ホモジナイザー	超低温槽	純水製造装置   当	遠心分離機   次
卒業した後、一年以上 学の課程又はこれらに 学の課程又はこれらに	、畜産学、水産学、農、歯学、薬学、獣医学	専門学校において医学第六十一号)に基づく	令(明治三十六年勅令	く大学又は旧専門学校	三百八十八号) に基づ	学令 ( 大正七年勅令第	大学を除く。)、旧大	)に基づく大学(短期	十二年法律第二十六号	学校教育法 (昭和二	当すること。	次の各号のいずれかに該
						当する者三名	でのいずれかに該	四号から第六号ま	三名及び同欄の第	れかに該当する者	第三号までのいず	中欄の第一号から

水産学、農芸化学若し学、獣医学、畜産学、	おいて医学、歯学、薬	令に基づく専門学校に	く大学又は旧専門学校	。)、旧大学令に基づ	大学(短期大学を除く	四 学校教育法に基づく	有する者であること。	同等以上の知識経験を	三 前二号に掲げる者と	あること。	した経験を有する者で	学的検査の業務に従事	した後、三年以上理化	する課程を修めて卒業	の課程又はこれに相当	学校において工業化学	短期大学又は高等専門	二 学校教育法に基づく	者であること。	従事した経験を有する	理化学的検査の業務に

有する者であること。
同等以上の知識経験を
六 前二号に掲げる者と
<u>ること。</u>
た経験を有する者であ
的検査の業務に従事し
た後、三年以上細菌学
る課程を修めて卒業し
課程又はこれに相当す
学校において生物学の
短期大学又は高等専門
五学校教育法に基づく
9
を有する者であること
の業務に従事した経験
一年以上細菌学的検査
を修めて卒業した後、
これらに相当する課程
   くは生物学の課程又は